

令和6年第6回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和6年6月6日(木)午後3時00分から午後3時20分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(7名)

会	長	8番	宮本	敏郎
委	員	1番	増田	榮
		2番	鈴木	憲司
		3番	長崎	光男
		4番	野村	斗士夫
		6番	岩井	秀喜
		7番	朝倉	友子

4 欠席委員 5番 長谷川 貴子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願
について

その他

6 出席職員

農業委員会事務局長 大野 茂夫

農業委員会事務局班長 青木 秀直

農業委員会事務局主査 石井 秀憲

7 農地利用最適化推進委員(9名)

日暮 秀男 竹本 英二 岩竹 一哉 岩田 公夫 大見川 正明

後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（大野茂夫）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 6 年第 6 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 7 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、7 番朝倉友子委員、1 番増田榮委員をお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の青木氏と石井氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

なお、この案件については、鈴木委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（鈴木委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、2 ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字前新田、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は、311 m²です。譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は 4 人、申請事由は、譲渡人が遠方農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は畑で、譲受人は許可後、
露地野菜を作付けする計画なので問題はないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を岩井委員から報告願います。

○6番（岩井秀喜）

現地を確認してまいりました。

申請地は、更地の状態になっておりました。

特に問題はないかと思われ
ます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたら願
います。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

現地調査をした結果、問題ないと思
います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願
います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求
め
ます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決
定
しました。鈴木委員は、入室して着席をお願いします。

（鈴木委員着席）

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案第1号 整理番号2について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、1ページ 議案第1号 整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、3ページから4ページをご覧ください。

農地の所在は、麻生字六ツ井、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は、1,021㎡他4筆で、合計3,494㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件も、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。

譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が遠方農地の処分、譲受人が規模拡大になります。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明します。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止は該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、申請地は田で、譲受人は許可後も、水稻を作付けする計画なので問題はないと思われ

ます。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を野村委員から報告願います。

○4番（野村斗士夫）

申請された農地について、現地を確認してまいりました。

申請地ですが、水稻が作付けされておりますので、特に問題はないかと思

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号2を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求め

ます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号2については、許可することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）

それでは、5ページ 議案第2号 整理番号1についてご説明させていただきます。場所については6ページをご覧ください。

申請地は、以前、農業振興地域・農用地区域内の農地でしたが、令和5年7月の農業委員会総会において、農用地区域からの除外について審議していただき、町に対して意見がない旨回答をしました。その後、町は、千葉県との協議等を経て、令和6年4月千葉県知事より、農用地区域からの除外について同意する旨の回答がありまして、今回、農地の転用を伴う使用貸借権を目的として、農地法第5条の許可を申請されたものです。

農地の所在は、龍角寺字大畑、地目は登記簿・現況共に畑、面積は448㎡です。

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用事由は、借受人は現在、富里市でアパート暮らしをしており、子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことから、実家の家族に相談したところ、実家にも近い申請地を祖父から無償で借り受けることができ、借受人の農家住宅を建築するものです。

それでは、農地法第5条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、申請地の立地基準上の区分ですが、申請地は農振農用地及び第1種農地ではありません。

また、市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地にも該当いたしません。結果として、小集団の生産性の低い第2種農地に該当すると判断いたします。

第2種農地の場合、申請地に代えて他の土地を供することで、事業の目的を達成できる時は許可しないとされていますが、他に代替できる適当な土地が無いとのことなので問題はないと考えます。

次に、一般基準ですが、同項第3号の申請目的実現の確実性は、申請書に添付されている事業計画書、融資証明書等から問題はないと思われまます。

次に、同項第4号の周辺農地への支障ですが、隣接農地所有者には説明をしており、特に問題はないとのことでした。

また、隣接農地に土砂等が流出しないように土留めをし、雨水については敷地内に浸透させ、汚水は合併処理浄化槽を設置し蒸発拡散装置により敷地内処理の計画となっており、周辺農地への支障はないと判断いたしました。

次に、同項第5号及び同項第6号については一時転用ではないため該当いたしません。

最後に今回の申請は農地を採草放牧地に転用するものではないので、同項第7号に

は該当いたしません。以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を岩井委員から報告願います。

○6番（岩井秀喜）

申請地は、成田安食バイパス沿いの龍角寺にあります貸テナボックスの近くなります。現況は更地の状態でした。

また、隣接農地への影響については、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の大見川さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大見川正明）

問題ないと思います。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま
す。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第2号 整理番号1については、許可相当の意見を付して
進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、を議
題とし、整理番号1について事務局の説明を求めます。なお、この案件については、
増田委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

（増田委員退席）

○事務局長（大野茂夫）

それでは、7ページ 議案第3号 整理番号1について、ご説明させていただきます。
す。

整理番号1の農地については、以前、農地中間管理事業を活用し賃貸借権の設定をし
た農地になります。

今まで耕作していた借受人の事情により、農地を転貸人である「千葉県園芸協会」に返却し、従前と同じ契約内容で、新たに借受人のみを変更し賃借権の設定を行うものです。

場所につきましては、8ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が酒直字船戸埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,082㎡他3筆で、合計14,087㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵になります。期間は令和6年6月20日からとなり、既に農地中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間となります。

借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われまます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号 整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって、議案第3号 整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。増田委員は、入室して着席をお願いします。

（増田委員着席）

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（大野茂夫）。

それでは、9ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1が10ページ、整理番号2について12ページ、整理番号3については14ページをご覧ください。

整理番号1 申請地は、安食字前新田、地目は登記簿・現況共に畑、面積は885㎡他1筆で合計1,080㎡です。

転用目的は、太陽光発電施設用地になります。

次に、整理番号2 申請地は、西字西耕地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は1,161

m²です。

転用目的は、こちらも太陽光発電施設用地になります。

次に、整理番号3 申請地は、矢口字辺田、地目は登記簿・現況共に畑、面積は48 m²です。

転用目的は、宅地拡張用地になります。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規程第6条第14号の規定により、整理番号1が令和6年5月10日に整理番号2が令和6年5月21日に整理番号3が令和6年5月27日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和6年第6回総会を閉会します。

○事務局長（大野茂夫）

起立、礼、お疲れ様でした。

午後3時20分閉会